



平成30年5月28日

指名停止措置を行いました

～「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」～

北海道開発局は、中山・笹田経常建設共同企業体が安全管理の不適切により工事関係者の死亡事故を発生させたことから、指名停止2週間の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当）

室蘭開発建設部発注の「勇払東部（二期）地区厚幌導水路豊丘中央工区工事」において、作業員がタイヤショベルで除雪作業を行っていたところ、タイヤショベルのバランスが崩れ、飛び出した作業員が倒れてきたタイヤショベルの下敷きになり死亡する事故を発生させたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
中山・笹田経常建設共同企業体	
株式会社中山組	札幌市東区北19条東1-1-1
株式会社笹田組	沙流郡日高町字厚賀町106-1
（関連JV）	
三ツ輪・中山経常建設共同企業体	

※関連JVについては、JVとしてのみ指名停止とするものであり、上記指名停止措置業者以外の構成各社については、単体としての措置は行わない。

2. 指名停止措置期間：平成30年5月28日～平成30年6月10日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 泉 秀昇（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

